

第5回専門委員会における指摘事項への対応

1. 1,4-ジオキサン関係

| 指摘事項・意見 | 対応 |
|---|---|
| 有価で買ってきてリサイクルする施設は廃掃法の対象外。そのような施設について、水濁法で規制の対象となっていればよいが、もし対象となっていなければ考えていかなければならない。(中杉委員) | 1,4-ジオキサンの処理については、前回御紹介したとおり、焼却(一部セメント燃料)、中和処理、堆肥化であるが、この中でリサイクルという観点ではセメント燃料や堆肥材料として利用されていることが考えられるが、ヒアリングの結果、これらの処理施設からは排水がない状況である。ただ、平成21年度の調査にて、有機溶剤の蒸留リサイクルをしている事業場からの排水で高濃度の1,4-ジオキサンが検出されており、今後の特定施設の追加検討にあたっては、このような施設についてどうするかについて御審議いただきたいと考えている。 |

2. 排水規制等専門委員会(第1次報告素案)関係

| 指摘事項・意見 | 対応 |
|---|---|
| II 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンについて | |
| 1. 物質の特性と人の健康影響 | |
| ① 「表層」は水の表層のことを意味しており「表流」は異なるように思う。(浅見委員) | 御指摘を踏まえ、出典の用語を確認の上、両物質とも「水域」という統一した表現に修正するとともに、文章全体を修正した。 |
| ② 水質の環境基準、排水基準を考えるとということであれば、「表流水」という表現に統一していいのではないか。(中杉委員) | |
| ③ 塩化ビニルモノマーでは「表層水」、1,2-ジクロロエチレンでは「表流水中と表土中」となっている。環境中の動態を表現している部分について、書きぶりを統一した方がよい。(原田委員) | |
| ④ 動態について正確に書くということであれば、「表層水」、「表流水」は意味が異なるため、参考文献を見て区別して書くこともありうる。「表流水」に統一するなど書き方を改めるのであれば、文章全体を見て修正しなければならない。(森田委員) | |

| | |
|--|--|
| <p>⑤ 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンは、環境中ではトリクロロエチレン等の分解物として検出されているものが多いことを強調した方がよい。(浅見委員)</p> | <p>地下の嫌気性条件下で分解生成する記述を別段落とするとともに、トリクロロエチレン等で汚染された地下水から検出されることがある旨記述した。</p> |
| <p>⑥ 「環境中では、ほぼ完全に蒸気相で存在し」では正確ではなく、大気の中でガスとして存在し分解していくということ。(中杉委員)</p> | <p>当該部分の記述は、大気中の挙動に関するものであるため削除。</p> |
| <p>⑦ 塩化ビニルモノマーはガスなので、「地面に放出」ではなく「塩化ビニルモノマーを含んだ排水が放出」などのような表現でないと誤解を受ける。(中杉委員)</p> | <p>御指摘を踏まえ、「塩化ビニルモノマーを含んだ水が土壌に排出」に修正。</p> |
| <p>2. 用途、排出量等</p> | |
| <p>⑧ 日本ではないが、諸外国ではトランス-1,2-ジクロロエチレンを溶剤としている例もあるので、トランス-1,2-ジクロロエチレンについて、使用の状況を監視するや注視していくといった一文を入れた方がよい。(中杉委員)</p> | <p>御指摘を踏まえ、「諸外国では溶剤として使用されている実態があるため、我が国においても、生産、使用の状況について注視していく必要がある。」という一文を追加。</p> |
| <p>4. 公共用水域への排出規制及び地下浸透規制等のあり方について</p> | |
| <p>⑨ 塩化ビニルモノマー・1,2-ジクロロエチレンというところで「・」ではなく「及び」の方がよい。(中杉委員)</p> | <p>御指摘を踏まえ修正。</p> |